

京都市告示第 229 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 20 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	久我水0054号	伏見区久我森の宮町 8 番地の 45 地先 同町 8 番地の 35 地先	

(建設局土木管理部道路明示課)